

平成27年第1回定例会  
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

- 1 議案第 44号  
「三重県農村地域資源保全向上委員会条例の一部を改正する条例案」  
..... 1
- 2 議案第 45号  
「三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例  
の一部を改正する条例案」..... 1

(所管事項説明)

- 1 三重県産ブランド牛肉の輸出の取組について..... 4
- 2 (公財) 三重県農林水産支援センターの第3期中期計画(案)について  
..... 6  
別添1
- 3 三重県農業農村整備計画(仮称)について..... 8  
別添2、別添3
- 4 鳥獣保護法の改正に伴う対応について..... 10  
別添4
- 5 水源地域の森林の保全に関する取組について..... 12  
別添5
- 6 三重県水産業・漁村振興指針について..... 14
- 7 「みえ食の産業振興ビジョン」の検討状況について..... 16
- 8 包括外部監査結果に対する対応について  
①平成26年度包括外部監査結果に対する対応方針について  
②平成25年度包括外部監査結果に対する対応結果について  
..... 18  
別添6
- 9 各種審議会等の審議状況の報告について..... 20

平成27年3月  
農林水産部

(議案補充説明)

条例改正について

| 議案  | 改正概要  | 施行日        |
|---|---|------------|
| 議案第44号<br>三重県農村地域資源保全向上委員会<br>条例の一部を改正する条例案           | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の制定に鑑み、三重県農村地域資源保全向上委員会において多面的機能発揮促進事業に関する事項を調査審議するため、規定を整備。 | 平成27年4月1日  |
| 議案第45号<br>三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理。  | 平成27年5月29日 |

○三重県農村地域資源保全向上委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>(所掌事項)</p> <p>第二条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>一 農業の有する多面的機能の促進に関する法律(平成二十六年法律第七十八号)第三条第三項に規定する多面的機能発揮促進事業に関する事項</p> <p>二 三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例(平成五年三重県条例第二十二号)第一条に規定する支援事業に関する事項</p> | <p>(所掌事項)</p> <p>第二条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>一 農地・水・環境保全向上対策(農地、農業用水等の資源及び農村の環境を保全し、これらの質的向上を図るための取組をいう。)に関する事項</p> <p>二 中山間ふるさと水と土保全対策(中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。))における農地及び土地改良施設(農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設をいう。)の機能の発揮並びにこれらに係る地域住民の活動の活性化を図る取組をいう。)に関する事項</p> |

○三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律〔平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。〕第十五条第十四項ただし書（法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）第三十七条第二項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域等の区域内に知事が設置する標識の寸法を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律〔平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。〕第十五条第十四項ただし書（法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）第三十七条第二項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域等の区域内に知事が設置する標識の寸法を定めるものとする。</p> |

# 1 三重県産ブランド牛肉の輸出の取組について

## 1 現状及び課題

国内の食肉需要は、少子化や高齢化などにより低下しており、肉用牛生産を維持するためには、高品質化や販路拡大などの取組が必要となっています。このようななか、国では「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、牛肉の海外輸出による販路拡大を積極的に進めることとしており、すでに本格的な輸出を開始している産地もあります。

このことから、本県にとって重要産業であるブランド牛の生産振興及び肉用牛生産農家の経営安定を図るため、新たな販路拡大を目指した輸出促進への取組を進めています。

## 2 平成 26 年度の取組概要

### (1) 伊賀牛

「伊賀牛」については、8月に米国ワシントン州シアトル市の在シアトル日本国総領事公邸において、現地の高級レストラン及び食肉流通業者等の現地バイヤー等を招いて、「伊賀牛プロモーション」を実施し、知事自ら伊賀牛のトップセールス等を行いました。伊賀肉の食味に対するバイヤー等からの評価は大変高く、市場開拓の可能性を十分に感じる事ができました。同時にニーズ調査を実施し、その後、現地において営業活動を実施した結果、本年1月から、2社との間で初めての商業取引が始まりました。

### (2) 松阪牛

「松阪牛」については、1月に米国フロリダ州オーランド市のリゾートホテルにおいて、現地メディア、食肉バイヤー、経済団体等を招いて、特産松阪牛の試食及びプレゼンテーションを実施するとともに、高級レストラン、ホテル等10社を個別訪問し、ニーズ調査を実施しました。参加ゲストや訪問先からは、「非常に美味しい」、「特産松阪牛を食べて本物の和牛の味を知った」などの声をいただくなど、今後の取引についての期待が高まる評価をいただきました。

### (3) 共通

3月には、オーランド市、シアトル市より、バイヤー、シェフ等を松阪牛、伊賀牛の生産現場へ招へいし、農場視察や生産者等との意見交換会など、県産ブランド牛の真の価値を理解してもらう取組を実施しました。

## 3 今後の取組方針

### (1) 米国での課題と対応

米国での取組の結果、県産ブランド牛は食味、品質においては、十分に受け入れられることが検証されたものの、米国バイヤー等から知名度不足や価格設定などの課題も指摘されています。

このため、今後、知名度向上に向け、高級レストランや航空会社のファーストクラス機内食への期間限定メニューの提案など、富裕層をターゲットとした情報発信を効果的に行うとともに、高級部位以外の部分肉の活用に向けた料理講習会の開催や調理方法の提供などにより、販路開拓や価格安定に取り組みます。

## (2) EUや台湾等新興市場について

また、国の牛肉輸出戦略においても最重要輸出相手国（大消費地かつ富裕層が多いため）として位置づけられているEUや、今後、牛肉輸出が解禁される台湾などは、県産和牛の新たな輸出先市場として有望であると考えられます。

このことから、EUや台湾などにおける和牛の輸出・需要に関する情報の収集や生産者団体や食肉流通業者等の意向把握などを行うとともに、食に関する国際イベントでの販路開拓や商談会の開催、バイヤー等の招へいなど具体的な取組を行う関係団体に対し支援を行います。

今後も、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の活性化を図るとともに、松阪牛協議会や伊賀産肉牛生産振興協議会などの関係団体や関係市町、商社等と十分連携し、県産ブランド牛をはじめとする県産和牛の輸出促進を支援してまいります。



## 2 (公財) 三重県農林水産支援センターの第3期中期計画(案)について

### 1 第3期中期計画(案)の概要について

#### (1) 経緯

公益財団法人三重県農林水産支援センター(以下、「支援センター」という)は、第2期中期計画に基づき、法令等に位置付けられた業務を重点的に実施しており、平成26年度からは、農地中間管理事業を中核的な業務として位置づけ、事業を展開しています。

第2期中期計画が平成26年度で終了することから、「効率的な事業展開」、「経営の安定化」等にかかるこれまでの取組成果や三重県外郭団体等改革方針を踏まえ、今後の業務推進計画や組織運営計画の考え方を示す第3期中期計画の策定に取り組んでいます。

#### (2) 第3期中期計画(案)のポイント

第3期中期計画は、平成27年度から30年度までの4ヶ年計画で、

- ・ 業務推進計画については、市町・JA・森林組合・漁協等関係団体との連携を強化し、担い手の確保・育成対策や農地の集積・集約化支援などの業務を的確に実施することで、国・県のみならず農林水産業の姿の実現に寄与する
- ・ 組織運営計画については、求められる業務を安定的に担える組織体制を維持するとともに、引き続き、経営改善と財源確保を図り、効率的・安定的な経営を実現する計画としています。(詳細は別添1のとおり)

#### (3) 今後のスケジュール

今後、第3期中期計画の策定に向けて、3月11日の理事会で議論され、3月19日の評議員会で決定される見込みとなっています。

### 2 第3期中期計画実現のための県の支援の考え方

県では、支援センターが行う農林漁業の担い手確保・育成対策を、県の施策と一体的に実施するとともに、担い手への農地集積・集約化支援などを的確に推進するため、

- ・ 担い手の少ない地域において、新規就農者や企業の農業参入を促進するとともに、集落営農組織の法人化に向けた支援を行う「新たな農地の受け手確保事業」、
- ・ 支援センターを就農相談の窓口として、新規就農者の確保・定着や雇用型農業経営体の育成を図る「新農業人発掘・雇用拡大・定着促進事業」

の事業を委託して実施することとしており、支援センターが行う農地中間管理事業と一体的に進めることで、第3期中期計画の実現を支援していきます。

また、農地中間管理事業や委託事業を実施するにあたり、普及センターや県農林水産事務所などの関係機関が役割分担を明確にしながら、支援センターの取組が効率的・効果的に展開できるよう支援していきます。





### 3 三重県農業農村整備計画（仮称）について

農村地域の人口減少や高齢化の進行、農業水利施設の老朽化や大規模地震への備えなど、農業及び農村の様々な課題に的確に対応し、農業の持続的な発展及び農村の振興を支える生産基盤を次世代に良好な形で継承するとともに、地域の特性にあった農業農村整備を計画的に進めるために、三重県農業農村整備計画（仮称）を策定します。

計画策定にあたっては、「みえ県民力ビジョン」及び「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を達成するための基本的な農業農村の整備計画として、別添のとおり中間案を取りまとめました。

#### 1 三重県農業農村整備計画（仮称）中間案の構成

整備計画は、農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対応するための取り組みに際して、3つの基本的な考え方を整理して、基本視点や農業農村整備によってめざすべき農業及び農村の姿を明確にしたうえで、4つの整備方針と基本目標を定めるとともに、その目標達成に向けた基本事業を記述しています。

##### 第1章 計画策定の考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

##### 第2章 三重県の農業及び農村を取り巻く情勢

- 1 人口減少、高齢化社会の到来
- 2 食料自給率の低下
- 3 グローバル化の進展
- 4 防災意識の高まり
- 5 環境問題への対応
- 6 人びとの価値観やライフスタイルの変化

##### 第3章 三重県の農業農村整備の現状と課題

- 1 農業の生産性
- 2 農村の防災減災
- 3 農村の活力
- 4 農業及び農村の多面的機能

##### 第4章 基本的な考え方

- 1 農業農村整備の果たす役割
- 2 取組展開に向けた基本視点
- 3 農業農村整備によってめざすべき農業及び農村の姿

## 第5章 整備方針と主要取組

- 1 農業生産性の向上
- 2 安全・安心な農村づくり
- 3 農村の総合的な振興と活性化
- 4 多面的機能の維持・発揮

### 2 今後の進め方

農業農村整備計画の策定にあたっては、県議会や市町、土地改良区をはじめ、有識者等の意見を聴取しながら検討を進め、国の施策の動向や「みえ県民力ビジョン」、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」との整合を図りつつ、平成 27 年度末を目途に農業農村整備計画の策定をしたいと考えています。

## 4 鳥獣保護法の改正に伴う対応について

### 1 経緯

農林水産業被害等の軽減に向けて、鳥獣の捕獲等の一層の促進を図るため、改正鳥獣保護法が平成 27 年 5 月 29 日から施行されることに伴い、第 11 次鳥獣保護管理事業計画の改定及び第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）の策定を進めています。

平成 26 年 11 月定例月会議の環境生活農林水産常任委員会で改定等の主な内容を説明させていただき、その後、パブリックコメントや国、近隣府県・市町との協議、公聴会の開催を行ったところです。

また、改正鳥獣保護法において、県による指定管理鳥獣捕獲等事業の制度が創設されることから、事業実施に向けて検討を進めています。

### 2 第 11 次鳥獣保護管理事業計画等

#### (1) 主な意見とその対応

主な意見及びその対応方針案は、次のとおりです。

| 計画名                    | ご意見  | 対応方針案  |
|------------------------|--|--|
| 第二種特定鳥獣管理計画<br>(ニホンジカ) | 銃器によるオスジカの捕獲数は、1 日 1 頭と制限されていますが、上限無しとしていただきたい。(協議：3 市町) | 個体数調整については、その効果が表れやすいメスジカの捕獲を優先的に実施していただくために、オスジカの捕獲数の制限（わなを除く）を行うこととしていることから、ご理解をいただきたい。  |
|                        | ニホンジカの正確な生息把握技術の確立と生息数データの提供をお願いします。(公聴会：1 市)            | 毎年、糞粒調査を実施し、推定生息頭数の把握に努めているところですが、平成 25 年度から糞粒調査の結果に加え、捕獲状況、目撃情報等のデータを使用して、より信頼性の高い「ベイズ推定法」を用いて生息頭数を推定しているところです。今後は、市町ごとの生息数データの提供を行ってまいります。     |
| 第二種特定鳥獣管理計画<br>(ニホンザル) | サルの被害軽減のために生息状況の把握をお願いします。(公聴会：1 市)                      | 三重県内には、約 120 の群れが存在すると推定され、行動域が特定された群れで約 90 群、その内 23 群において頭数が把握されています。<br>現在、行動域が不明な群れの特定や頭数について調査を実施しているところであり、引き続き、市町と連携しながら、生息状況の把握に努めてまいります。 |

※パブリックコメントや国及び近隣府県からの意見はありませんでした。

## **(2) 最終案**

これらの意見等を踏まえ、「第11次鳥獣保護管理事業計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）」の最終案を策定しました。  
(別添4)

各計画の名称を変更するとともに、県による捕獲等事業について、「第11次鳥獣保護管理事業計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ)」に必要な事項を記載しました。

## **(3) 今後の対応方針**

三重県自然環境保全審議会の意見を聴いた後、3月末までに策定、公表するとともに、この計画に基づき、市町等との連携を強化しつつ、野生鳥獣による農林水産業被害の減少に向けて取り組んでまいります。

## **3 指定管理鳥獣捕獲等事業**

県による捕獲等事業の実施にあたっては、市町と協議のうえ、実施区域や期間、捕獲の方法等を盛り込んだ指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定し、効果的な捕獲を実施してまいります。

## 5 水源地域の森林の保全に関する取組について

### 1 水源地域の保全に関する条例（仮称）の骨子案についての市町との意見交換会の開催

平成26年11月26日に開催しました第4回三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会で中間とりまとめがなされた「水源地域の保全に関する条例（仮称）」骨子案について、市町の意見をお伺いし、検討委員会の最終とりまとめの参考とするため、各市町との意見交換会を下記のとおり実施しました。

○実施期間 平成26年12月18日～平成27年1月13日（対象：全市町）

○いただいた主な意見

- ・水源地域や特定水源地域の指定には、審議会のような評価機関が必要ではないか
- ・森林売買の事前届出の様式について、取得目的の記載の欄は自由記載では空欄となる恐れがあるので、項目を選択制にするなど届出者が書きやすい様式にしたほうがよい
- ・特定水源地域に指定する際に、土地所有者の事前の承諾は必要なのか

### 2 骨子案についてのパブリックコメントの実施

また、骨子案について広く県民の意見を募集するため、パブリックコメントを下記のとおり実施しました。

○意見募集期間 平成26年12月12日～平成27年1月20日（40日間）

○意見総数 24名の方から57件のご意見をいただきました。

○いただいた主な意見

- ・大切な水源を守っていくため、こうした条例の制定は必要と考える
- ・水源地域等を指定する際には、有識者も交えて協議して定めて欲しい
- ・水源地域に指定したところは積極的に森林整備をしていく必要がある

### 3 三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会の最終とりまとめ

市町との意見交換会やパブリックコメントで頂いたご意見等をふまえ、骨子案を修正し、平成27年2月17日に開催されました第5回三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会において、（別添）条例（案）要綱のとおり最終とりまとめが行われました。

### 4 骨子案から条例（案）要綱への主な修正点

- ・水源地域及び特定水源地域を指定する際には、あらかじめ三重県森林審議会の意見を聴くことを追加しました。
- ・勧告・公表に該当する行為や、過料に該当する者について、具体的に規定しました。

- ・市町が、県の条例と同等の条例を制定した場合、事前届出等の適用除外となる規定を追加しました。

## 5 今後のスケジュール

検討委員会において取りまとめていただいた答申書をふまえ、水源地域の森林を保全していくため、「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」の、平成 27 年中の早い段階での議案提出に向けて取り組んでまいります。



## 6 三重県水産業・漁村振興指針について

### 1 現状（背景・課題）

平成 24 年 3 月に策定した「三重県水産業・漁村振興指針」（以下「指針」という）は、概ね 10 年先の三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にし、漁業者や水産関係団体、市町、県など関係者が連携して取り組む基本施策の展開方向を明らかにすることによって、希望ある三重県水産業・漁村を実現していくためのガイドラインとなるものです。

現在、「みえ県民力ビジョン・行動計画」との整合を図り、

- ①水産業・漁村のマネジメント体制の確立
- ②高い付加価値を生み出す水産業の確立
- ③地域資源を生かした漁村の活力向上
- ④自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

という 4 つの施策について、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間を計画期間として、取組内容と目標を定めています。

### 2 取組状況及び情勢の変化

- (1) 指針を踏まえ、漁業者をはじめ漁村全体で、水産業のあり方、漁村の活性化などについて、自ら考え、実行していく、「地域水産業・漁村振興計画」の策定と実践への支援を行うとともに、地域特性に応じた養殖水産物を特産品化した「伊勢まだい」や「アサクサノリ」の商品化への支援などを行ってきました。さらに、燃油や養殖用飼料の高騰対策など漁業経営の安定化を図る取組や堤防・護岸の耐震化など漁村の防災・減災対策にも取り組んできました。
- (2) 平成 26 年度からは、イセエビやアワビなど全国的なブランドを有する本県水産業の強みを生かして、「海女漁業の振興」、「養殖ビジネスモデルの確立」、「輸出促進」、「魚食普及」、「担い手の確保」の五つの取組を重点的に展開し、水産業の成長産業化に取り組んでいます。
- (3) 指針策定以降、東北地方における衛生管理型市場の増加、クロマグロをはじめとする資源管理の強化、飼料価格等の高騰、国を挙げた輸出の促進、大規模地震による被害想定を発表（平成 26 年 3 月）に伴う危機意識の高まりなど、漁業を取りまく情勢は大きく変化してきました。

また、昨年 11 月に発表された漁業センサス（概数値）では、本県漁業者数が平成 20 年から 5 年間で 2,156 人減少し 7,791 人となったことに加え、浜からも「まだまだ生産現場は厳しい状況にあるため、早急に指針を見直してはどうか。」との声もありました。



### 3 今後の取組

指針の平成 27 年度目標の達成に向けて取組を強化するとともに、情勢の変化や浜の声を踏まえながら、次期「みえ県民力ビジョン・行動計画」の改定に合わせて指針の見直し作業を進めていきます。

#### (資料)

#### ○指針における主な目標項目と数字

##### 水産業・漁村のマネジメント体制の確立

目標項目：県内の沿海地区漁協数 平成 26 年現在の状況：20 漁協

| 平成 23(2011)年度<br>【現状】 | 平成 27(2015)年度<br>【目標】 | 平成 33(2021)年度<br>【振興指針の目標】 |
|-----------------------|-----------------------|----------------------------|
| 21 漁協                 | 1 漁協                  | 1 漁協                       |

##### 高い付加価値を生み出す水産業の確立

目標項目：主要魚種生産額の全国シェア 平成 26 年現在の状況：7.82%

| 平成 23(2011)年度<br>【現状】 | 平成 27(2015)年度<br>【目標】 | 平成 33(2021)年度<br>【振興指針の目標】 |
|-----------------------|-----------------------|----------------------------|
| 7.41%                 | 7.61%                 | 7.81%                      |

##### 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

目標項目：沿岸の浅海域再生面積 平成 26 年現在の状況：72ha

| 平成 23(2011)年度<br>【現状】 | 平成 27(2015)年度<br>【目標】 | 平成 33(2021)年度<br>【振興指針の目標】 |
|-----------------------|-----------------------|----------------------------|
| 63ha                  | 74ha                  | 90ha                       |

目標項目：藻場・干潟などの保全活動対象面積 平成 26 年現在の状況：289ha

| 平成 23(2011)年度<br>【現状】 | 平成 27(2015)年度<br>【目標】 | 平成 33(2021)年度<br>【振興指針の目標】 |
|-----------------------|-----------------------|----------------------------|
| 268ha                 | 290ha                 | 310ha                      |

#### ○伊勢まだい販売実績

平成 24 年度（10月～ 3月の 6ヶ月間）： 2千尾

平成 25 年度（ 4月～ 3月の 12ヶ月間）：4万1千尾

平成 26 年度（ 4月～12月の 9ヶ月間）：8万1千尾

#### ○アサクサノリ生産・販売状況

平成 25 年漁期：生産 2 漁協、出荷枚数 90,600 枚

平均価格 5,327 円/百枚（最高価格 8,000 円/百枚）

（スサビノリ平均価格 980 円/百枚）

平成 26 年漁期：生産 3 漁協、出荷枚数 183,200 枚

（2月末現在） 平均価格 2,618 円/百枚（最高価格 8,510 円/百枚）

（スサビノリ平均価格 1,078 円/百枚）

## 7 「みえ食の産業振興ビジョン」の検討状況について

### 1 現状

現在、雇用経済部において、農林水産部も協力しながら、今後の食の産業振興の取組の方向性を示す「みえ食の産業振興ビジョン」の検討が進められています。

### 2 ビジョン案の概要

#### (1) 策定趣旨

豊かな食材や多様な食文化を背景に高いポテンシャルを有する三重県の食関連産業は、農林水産業・製造業・サービス業が関わる裾野の広い産業であり、多くの県民の「働く場」を提供しています。

本県においては、「『食』で拓く三重の地域活性化」をテーマに、平成27年1月に国の地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けました。

今後、本県の食の産業振興の方向性を定めた「みえ食の産業振興ビジョン」に基づいて、集中的に施策を展開していきたいと考えています。

#### (2) ビジョンの構成案

以下の構成によって、ビジョンが策定される予定です。

##### 第1章 三重の食が持つポテンシャル

- －三重の食のバックグラウンド～歴史、風土、文化など～
- －食関連産業の裾野の広さ（1次産業、2次産業、3次産業）
- －教育・研究機関

##### 第2章 食の産業を取り巻く環境の変化

- －伸びない国内市場
- －拡大する世界の食の市場
- －情報通信技術の進展

##### 第3章 食の産業振興の目指すべき姿

- －三重県の食関連産業のブランド力を向上させ、食関連事業者の所得向上・事業継続を目指す。
- －1次産業から2次産業、3次産業までの食関連産業がそれぞれ付加価値を高める（人材育成、商品開発等）とともに、様々な形で互いに連携し、新たな価値を創出していく。合わせて、三重の食関連産業を積極的に国内外へ発信し、国内外観光客の取り込み、県外・海外への市場を獲得していく。

##### 第4章 今後の取組の方向性

- －多様な連携（つながり）を生み出す仕組みづくり
- －食関連産業の人材の育成
- －商品開発
- －素材（農林水産品）の磨き上げ
- －農林水産業への新規参入の促進
- －三重の食の海外発信
- －戦略的な国内情報発信
- －販路開拓支援

### 3 今後の取組

雇用経済部が進めているビジョンの策定に引き続き協力していきます。なお、ビジョンにも盛り込まれる本県の食の産業振興に向けた今後の方向について、平成27年3月18日に開催する「みえ食の産業振興シンポジウム」において、参加者等により意見交換される予定となっています。



## 8 包括外部監査結果に対する対応について

### 1 平成 26 年度包括外部監査結果に対する対応方針について

#### (1) 包括外部監査の実施

地方自治法 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査が実施されました。

#### (2) 実施テーマ

外部委託に関する事務の執行について

#### (3) 監査の主な要点

- ①契約事務が法令、条例、規則等に基づいて実施されているか
- ②委託先の選定方法において透明性、客観性、経済性が確保されているか
- ③契約金額の積算は根拠資料に基づき適切に算定されているか
- ④履行管理が適切に実施されているか
- ⑤委託の効果が適切に把握・検証されているか
- ⑥委託の対象とする業務が適切に検討されているか

#### (4) 監査結果概要

監査対象年度（平成 25 年度）における農林水産部の委託契約のうち、14 件について所管する所属が監査を受け、次のとおり意見 2 件がありました。

##### ①予定価格の設定にかかる積算について【意見】

担当所属：担い手育成課

##### ②予定価格の設定にかかる積算について【意見】

担当所属：水産資源課

(注)【指摘】関連法令や条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

【意見】監査人としての主観的な判断で意見を述べたもの

#### (5) 対応方針

包括外部監査において、意見がありましたことについては、別添資料のとおりです。今後、各所属において、対応方針に沿った事務処理を進めていきます。

### 2 平成 25 年度包括外部監査結果に対する対応結果について

「防災・減災等事業に関する事務の執行について」をテーマに包括外部監査が実施され、農林水産部関係は、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業である 9 事業を所管する所属が監査を受け、次のとおり結果 1 件、意見 4 件がありましたが、昨年度報告した対応方針に沿って対応いたしました。

なお、対応結果の詳細は別添資料のとおりです。

#### ①海岸保全整備事業における整備計画について【意見】◎対応済み

○該当所属：農業基盤整備課（伊勢農林水産事務所）

#### ②ふるさと農道緊急整備事業における工事打合簿について【結果】◎対応済み

○該当所属：農業基盤整備課（伊勢農林水産事務所）

- ③沿岸地域避難路等緊急整備治山事業について【意見】◎対応済み  
○該当所属：治山林道課（伊勢農林水産事務所）
- ④漁港海岸事業における整備計画について【意見】◎対応済み  
○該当所属：水産基盤整備課
- ⑤県営緊急津波対策海岸保全事業における指名競争入札について【意見】◎対応済み  
○該当所属：水産基盤整備課（伊勢農林水産事務所）

## 9 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成26年11月21日～平成27年2月15日)

|           |  |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会   |
| 2 開催年月日   | 平成26年11月26日(水)   |
| 3 委員      | 【委員長】三重大学 教授 石川知明 他7名  |
| 4 諮問事項    | 水源地域の森林の保全の在り方に関する事項について<br>1 水源地域の保全に関する条例(仮称)の骨子案について  |
| 5 調査審議結果  | 水源地域の保全に関する条例(仮称)の骨子案について、ご審議いただき、水源地域の森林を保全するための条例が必要であり、その条例の骨子については「三重県水源地域の保全に関する条例(仮称)」の骨子案とするとの中間とりまとめがなされました。 |
| 6 備考      |  |

|           |  |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県森林審議会   |
| 2 開催年月日   | 平成26年12月22日(月)                                   |
| 3 委員      | 【会長】三重大学 教授 石川知明 他9名                             |
| 4 諮問事項    | 北伊勢、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野地域森林計画の変更について                     |
| 5 調査審議結果  | 北伊勢、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野地域森林計画の変更について、ご審議いただき、適当と認められました。 |
| 6 備考      |  |

|           |   |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県森林審議会 森林保全部会   |
| 2 開催年月日   | 平成27年1月8日(木)  |
| 3 委員      | 【部会長】三重大学 教授 石川知明 他3名   |
| 4 諮問事項    | 1 菰野町地内における林地開発許可申請について<br>2 伊賀市地内における林地開発許可申請について  |
| 5 調査審議結果  | 1 菰野町地内における高速道路の建設に係る林地開発許可申請について、ご審議いただき、許可することが妥当と判断されました。<br>2 伊賀市地内における太陽光発電施設用地の造成に係る林地開発許可申請について、ご審議いただき、許可することが妥当と判断されました。 |
| 6 備考      |   |